

## 令和2年度 事業報告【総括】

### 1. はじめに

新型コロナウイルスに脅かされた1年であった。

危険を回避するため、定時総会は、懇親会や式典を中止し、規模を縮小して、時間を短縮し、行った。

宿泊研修会中止、毎年恒例の法の日の相談会・成年後見相談会・相続登記はお済みですか月間も中止せざるをえなかった。

しかし、あれもこれも出来ない、無理だの状況の中でも、英知を結集し、会務運営を停止することなく行ってきた。

### 2. 相続登記促進

日司連主催市民公開シンポジウム「WEBで納得！相続・遺言・司法書士」の主管をし、相続登記促進の必要性をYouTubeにて広く市民に訴えかけた。

相続登記無料電話相談事業を開始した他、法務局の長期相続登記未了土地に係る法定相続人からの電話をボイスワープ機能で対応し、日司連の相続登記相談センター事業へも協力し、相続登記に関する無料相談を充実させた。

法務局職員が作成したキャラクターを相続登記促進キャラクターとして色々な媒体で繰り返し使用することで、市民への認知度を上げた。

水戸地方法務局の長期相続登記等未了土地解消作業（いわゆる相続人調査業務）を一般社団法人茨城県公共嘱託登記司法書士協会が3期連続で落札し、事業協力をした。

### 3. 空き家対策

かすみがうら市・東海村・つくばみらい市との空き家対策協定、笠間市との空き家相談会協定を新たに締結したが、全て、書面での協定締結であり、協定締結による広報的効果の望みは薄かった。

司法書士による相続財産管理人制度を使つての空き家対策の問題点が浮上する中、逆に司法書士を相続財産管理人にという動きもあった。

### 4. オンライン登記促進

皮肉なことに、コロナ禍はオンライン登記促進には追い風となった。

そして、資格者による登記がほとんどオンライン申請になったところで、新たなステージに突入することになった。それは、紙による本人申請を減らすという試みである。法務局より、紙による本人申請は、資格者によるオンライン申請の十倍の手間と時間が掛かると言われており、法務局における事務を圧迫しかねないからである。

## 5. 広報等

コロナ禍のため、各種相談会は中止したが、その一方で、無料相談会による広報ではない、新たな広報の形を模索することができた。

Zoom を利用した高校生の一泊司法書士事業や YouTube による市民公開シンポジウムの実施等、全国的にも注目される広報事業を展開することができた。

日司連からの助成金を基に各種ノベルティグッズを作成した。

## 6. 研修

コロナ対策のため、Zoom を利用した WEB 研修会が充実した。研修実施方法を試行錯誤しながらも、最終的には多くの会員が Zoom を使いこなして、研修に参加することが出来るようになった。研修単位取得率は例年並であり、会員の研修意識の高さを感じる事が出来た。

## 7. 公益的活動

司法書士には公益的活動を行う責任があることを周知させ、国の施策に協力することは公益的活動の一環だという大義名分が成り立つ。相続登記促進、空き家対策、成年後見、経済的困窮者支援、養育費問題等、様々な活動の後ろ盾、武器としての利用と、その活動をすることにより地位向上に繋がるはずである。

